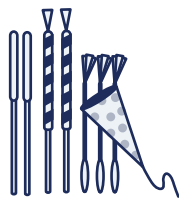


航空機による輸送ができないもの

航空輸送では、航空法により輸送できないものがあります。(航空法第86条)
事前に内容物をご確認ください。

航空機による輸送ができないもの(危険物)

火薬類



- ・花火
- ・火薬
- ・クラッカー
- ・ダイナマイト
- ・発煙筒 など

高圧ガス



- ・カセットコンロ用ガス
- ・ヘアスプレー
- ・消臭スプレー など

引火性液体



- ・ガソリン
- ・ライター
- ・アルコール
- ・マニキュア
- ・接着剤 など

可燃性物質類



- ・マッチ
- ・炭
- ・金属粉末 など

酸化性物質類



- ・漂白剤
- ・過酸化水素 など

毒物類



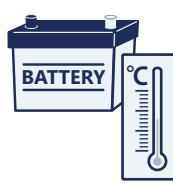
- ・殺虫剤
- ・除草剤
- ・農薬
- ・医療系廃棄物 など

放射性物質



- ・放射性医薬品
- ・医療器具に装備されている物質 など

腐食性物質



- ・液体バッテリー
- ・蓄電池
- ・UPS
- ・水銀 など

その他有害物質



- ・刀
- ・ナイフ
- ・磁石
- ・救命用具 など

※詳細はお問い合わせください。

お荷物の品名について

ご依頼の際は、内容物が判別できるよう具体的な品名をお申し出ください。



雑貨、小物
スポーツ用品
紙袋、包み
封筒



食器、文具
ゴルフクラブ、ユニフォーム
書籍、機械部品
CD

少量危険物のお取り扱いについて

危険物に該当するものでも、少量の場合は発送可能なケースがございます。また、ハンドキャリー便(機内持ち込み)で対応できるケースもありますので、まずは、お気軽にお問い合わせください。